Copyright© 2025-2026 捧大地【ねんネコ塾™（minso-nyumon.com)】All rights reserved.

令和７年５月10日（令和第１版）
令和８年２月６日（補訂版）

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（五月雨式編）

捧　大地

第１章の１　控訴　～導入～

第１　控訴～導入～

［説例Ⅰ-１］[1]

第１編第２章の**［説例Ⅱ-１］**において、共通の友人である証人Ｒ君は、次のように証言した。

「たしかにＧ君が、Ｓさんに対して、お金を貸し付けていたのは見ました。しかしながら、正確に幾ら渡したのかまでは見ていません。

Ｓさんは、いつもミルクティーしか飲みません。そして、いつも、100円の『紅茶ラテ™（ミルクティー)』か、140円の『午後の紅茶™（ロイヤルミルクティー)』か、180円の『和の紅茶™（ミルクティー)』しか買いません。

その時に、ミルクティーを飲んでいたので、購入したのがミルクティーであったことは間違いありません。しかし、その時にどのミルクティーを買ったのか、までは覚えておりません。」と証言した。

裁判官は、証人Ｒ君の証言により、Ｇ君がＳさんに貸し付けた金額は100円であると事実認定した。

そして、「Ｓさんは、Ｇ君に対して、金100円を支払え。」との判決を下した。

１　控訴するかしないか

あなたがＧ君であったなら、この判決に対し控訴するか？　それともしないか？次に掲げる事由はそれぞれどちらの理由になるか？

・判決は真実の貸付金額面とは異なる、不服だ。
・額面は不服であるが、これ以上裁判を続けるのも費用と労力がかかる。
・弁護士費用もばかにならん。
・　　……（他にも理由を挙げてみよう。）

---

[1]　訴訟の目的物の価額が140万円を超えない請求である。従って、正確には簡易裁判所の事物管轄である（裁判所法33条１項１号)。さらに、原告の申述により、少額訴訟の特則（法第６編）を適用することができる（法368条１項本文)。しかし、本レジュメでは、その性質上、特に記載なき限り、簡裁の特則（法第２編第８章）及び少額訴訟の特則（法第６編）等はないものとする。後章でも同様。

Copyright© 2025-2026 捧大地【ねんネコ塾™（minso-nyumon.com)】All rights reserved.

＜♪「おしるこ」ブレイク♪＞

西日本出身者で自販機でお汁粉を買った経験のない者は、ぜひ新潟（南魚沼・湯沢）にスキー旅行に来て頂き、ついでに自販機で「おしるこ」を買ってみてほしい、うまいと保証する。

２　上訴の利益（控訴の利益）とは何か？

各自の基本書にあたって、調べてみよう。

上記［**説例Ⅰ-１**］において、控訴の利益があるのは、誰だろうか。

⑴　❶「〔旧〕実体的不服説」とは？　❷「形式的不服説」とは？　調べてみよう。

⑵　❸「新実体的不服説」については、章をあらためて、学習する。

以　上

～「東京高裁新潟支部」の新規創設の提案～

皆さんは、仙台高裁秋田支部、名古屋高裁金沢支部、広島高裁松江支部、福岡高裁宮崎支部、福岡高裁那覇支部の存在をご存知だろうか。

筆者が考えるに、北海道の函館地裁・旭川地裁・釧路地裁管轄、新潟地裁管轄、高知地裁管轄の居住者は、裁判を受ける権利（憲法３２条）の関係において、高等裁判所における裁判を受ける権利をある意味において制限されてはいないだろうか。

考えてもみてほしい。我が国は、続審性をしいており、高裁は事実審である。すなわち、事実認定の重要な審級であることはもちろんのこと、必要的口頭弁論のもと、現実に裁判所に出頭しなければならない。

これは、裁判を受ける権利を、事実上、制限してはいないだろうか。

筆者としては、この「控訴」の章をお借りして、この場で問題提起をさせていただきたい。

若い皆さんのお力をお借りしたい。

草々